

○國務大臣(森山眞弓君) 第百二十六回国会におきまして、文教各般の問題を御審議いただくに当たり、所信の一端を申し述べます。

間近に迫った二十一世紀に向けて、我が国が創造的で活力ある文化の薫り高い国家として発展していくため、また国民の一人一人が生活の豊かさを真に実感できる活力と潤いに満ちた生活大國づくりを進めていく上で、教育、学術、文化、スポーツの果たすべき役割はますます重要なものとなっております。

昨年、我が国は学制百二十年を迎えました。百二十一年目の新たな歩みを進めるに当たり、これからは先人たちの築かれた成果を踏まえつつ、時代の変化に的確に対応し、一人一人の個性を生かす多様な教育の実現を目指していくことが大切と考えます。また、国民の多様な学習要求にこたえる豊かな生涯学習社会を築いていくことも重要な課題となつていきます。このような考え方に立つて、新しい時代に対応した教育改革の積極的かつ着実な推進に努めてまいりたいと存じます。

以下、主要な課題について私の基本的な考え方を申し述べます。

第一は、生涯学習の推進についてであります。今日、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会を築くことが極めて重要な課題となっております。このため、昨年七月の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」において示された基本的な考え方やリカレント教育、ボランティア活動等に関する提言を踏まえ、生涯学習を振興するための諸般の施策を積極的に推進してまいります。

特に、学習機会の充実を図るため、高齢化、国際化、女性の社会参加の促進、ボランティア活動などの課題について社会教育を通じて積極的な取り組みを行うとともに、学校外の学習活動の成果が社会において適切に評価されるための施策に鋭意取り組んでまいります。また、放送大学の整備充

実、専修学校教育の振興にも引き続き努めてまいります。さらに、地域における豊富な活動体験を通じた青少年の健全育成や、人間形成の基礎を培う上で大きな役割を果たす家庭教育の充実等について関連する諸施策を一層充実させてまいります。

第二は、初等中等教育の充実についてであります。

これからの初等中等教育においては子供のよき可能性を生かし、みずから学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの能力の育成を重視する新しい学力観に立った教育を積極的に展開することが必要です。新しい学習指導要領もこのような考え方に基づくものであり、その趣旨に沿った教育の実現のために全力を挙げて取り組んでまいります。その際、道徳教育の一層の充実や国旗・国歌を尊重する態度を身に付けることなどについても今後とも引き続き指導の徹底を図ってまいります。

高校教育については、中央教育審議会答申の提言を踏まえ、生徒の多様な個性や社会の変化に柔軟に対応し、生徒の個性の伸長や学習の選択の幅を拡大するなどの観点からその改革を推進し、総合学科や全日制単位制高校の創設などを初め、魅力ある高校づくりを促進してまいります。また、今日さまざまな弊害が指摘されている業者テスト問題については、業者テストの偏差値を用いた入学者選抜が行われないようにするとともに、中学校における進路指導の改善充実について鋭意取り組んでまいります。

昨年九月から月一回の学校週五日制が実施されています。学校週五日制は、学校、家庭及び地域社会が一体となつてその教育力を相互に高め合う中で、子供たちがみずから考え主体的に判断し行動できる資質や能力の育成を図ろうとするものです。そのためには、家庭や地域社会において子供が自由に使える時間を確保し、豊かな体験を行えるようにすることが大切です。今後とも、学校、家庭及び地域社会のそれぞれの関係者の理解と協力を得て学校週五日制の円滑な定着に向け全力を挙げ

げて取り組んでまいります。

生徒指導については、児童生徒の個性に応じた人間味ある温かい指導が行われることが重要であり、登校拒否や高校中退、いじめなど生徒指導上のさまざまな課題に対し適切な対応が図られるよう指導の充実を努めてまいります。

幼稚園教育については、入園を希望するすべての三歳児から五歳児までを就園させることを目標としてその振興に努めるとともに、特殊教育についても通級による指導の制度化を図るなど、一層の充実を努めてまいります。

また、子供の心身の健全な発達と生涯の各時期を通じて国民の健康の保持増進を図るため、社会教育とも連携しつつ、学校保健、学校安全、学校給食など健康教育の一層の充実を努めてまいります。特に、エイズについては我が国でもその対策が緊急の課題となつていくことにかんがみ、学校におけるエイズ教育の充実を鋭意努めてまいります。

第三は、教育諸条件の整備についてであります。教育諸条件の整備については、個に応じた教育の実現のため、義務教育諸学校について第六次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画を実施し、チームティーチングなど指導方法の一層の充実等を図るとともに、公立高等学校についても第五次公立高等学校学級編制及び教職員配置改善計画を実施し、四十人学級の実現等図ってまいります。また、コンピュータ等の情報機器の整備に引き続き努力するとともに、義務教育教科書無償制度を今後とも堅持してまいります。

教育は人なりと言われるように、学校教育の成果は教員の資質能力に負うところが極めて大きく、その向上を図ることは不可欠の課題であります。初任者研修については、平成四年度にその制度の完成を図ったところでありますが、今後ともその一層の充実を努めるとともに、教職経験者研修を初め現職教員の教職経験と職能に応じた研修の整備充実などの諸施策の推進に努めてまいります。

学校運営に関しては、校長のリーダーシップのもとに全教職員が一致協力し、活力と規律ある学校運営が行われる体制の確立に努めてまいります。また、社会の変化に適切に対応し、住民の意向を反映した生き生きとした特色ある地方教育行政の展開を図るため、教育委員会の一層の活性化を図ってまいります。

公立学校施設の整備につきましては、必要な量の整備の確保に努めるとともに、ゆとりと潤いのある学習環境づくり、生涯学習活動を積極的に支援できる学校施設づくり等の観点から質的な整備に努力してまいります。

第四は、高等教育の充実と改革についてであります。

高等教育については、学術研究の進展や社会の変化を踏まえ、各大学等がそれぞれの教育理念、目標を明確にし、それに沿って教育研究の高度化、個性化及び活性化に努めることが重要です。このため、大学審議会の答申を受けて、大学設置基準の大綱化、自己点検・評価システムの導入など、各大学等が個性を発揮して特色ある教育研究を展開していくことができるよう制度面での改善方策を講じてまいりましたが、引き続き大学審議会の審議を踏まえつつ、高等教育の充実と改革に積極的に取り組んでまいります。

国立大学については、我が国の基礎研究の推進と有為な人材の養成を図るため、大学院を中心とする教育研究条件の整備、社会的要請の強い分野に係る人材養成等、その充実を努めてまいります。また、教育研究環境の改善を図るため、施設設備の充実についても一層の努力を重ねてまいります。

大学入試については、大学入試センター試験の円滑な実施と有効な活用を図るとともに、各大学ごとに特色ある適切な入試が実施されるよう関係者の御協力を得ながら着実な改善に努めてまいります。なお、大学入試の改善は常によりよい方途を求めて不断の努力を続けていくべき重要な課題であり、目下、中長期的な観点から、そのあり方に

ついで大学審議会に調査研究をお願いしていることを申し添えます。

第五は、私学の振興についてであります。

私立学校は、それぞれの学校が建学の精神のつとり、特色ある教育研究活動を展開し、我が国の学校教育の発展に大きな役割を果たしてあります。このような私立学校の役割の重要性にかんがみ、私立学校の教育研究条件の維持向上と修学上の経済的負担の軽減等を図るため、経費補助を中心として私学助成の確保に努めてきたところであり、今後ともその確保に鋭意努力してまいります。

一方、私立学校における教育課程等の運営のあり方については一部不適切な事例も指摘されているところであり、私立学校の自主性を尊重しつつ、学校教育法、私立学校法等関係法令にのっとりた適正な管理運営がなされるよう引き続き努めてまいります。

第六は、学術の振興についてであります。

大学を中心とする学術研究は、人類の知的共有財産を創造し、人類、社会の発展の基盤を形成するものとして、その振興は極めて重要であります。特に近年、我が国の学術研究水準の向上や国際的役割の増大に伴い、従来にも増して独創的、先端的な学術研究を推進し、世界の学術研究の進展に積極的に貢献していくことが求められています。しかし、その一方で大学の研究環境の低下が各方面から指摘され、今後の学術研究推進についての懸念が生じております。

このため、文部省としては昨年七月の学術審議会答申を踏まえ、学術研究基盤を国際的水準に引き上げることを目指し、その計画的、重点的整備を図るとともに、柔軟で活力に満ち、世界に開かれた学術研究体制の整備を進めるため、科学研究費補助金の拡充、若手研究者の養成、確保を初めとした施策の充実に努力してまいります。

第七は、スポーツの振興についてであります。

国民の心身の健全な発達と明るく豊かで活力に満ちた社会の形成を図るため、広く国民に対し生涯にわたってスポーツに親しむための諸条件を整

備するとともに、さきのバルセロナ・オリンピックにおける日本選手の活躍に見られるように、オリンピック等の国際競技大会に向けて日本選手の競技力の向上を図ることは極めて重要であります。

今後とも、平成元年の保健体育審議会答申「二十一世紀に向けたスポーツの振興方策について」における提言を踏まえ、スポーツ振興基金による助成も含め、生涯スポーツ、競技スポーツ及び学校における体育、スポーツの各方面にわたるスポーツの振興のための諸施策の一層の推進に努めてまいります。

また、平成十年には長野オリンピック冬季競技大会の開催が予定されており、本大会の成功に向けて引き続き必要な支援をしてまいります。

第八は、芸術文化の振興についてであります。

国民の文化への志向の高まり、文化面における国際交流や国際貢献の要請に対応するためには、我が国古来の伝統文化を継承しつつ芸術文化の創造発展を図り、その成果を積極的に海外に発信することが重要です。このため、芸術文化振興基金による助成の活用とあわせて芸術家等の人材の養成や芸術創作活動の助成に努めるとともに各地域の特色ある文化を生かした多様な文化活動を推進するため、文化施設の整備や芸術を鑑賞する機会の充実など各種の条件整備を積極的に進めてまいります。

また、我が国の現代舞台芸術の殿堂となる第二国立劇場（仮称）については本格的な建設工事に着手したところであり、開場に向けての諸準備を推進してまいります。

さらに、国民共有の貴重な財産である文化財を愛護し、保存し、後世に末永く引き継いでいくため、文化財の保存と活用のための諸施策を一層推進し、我が国の文化の向上、発展に努めてまいります。

最後に、教育、学術、文化、スポーツの国際交流の推進についてであります。

日、教育、学術、文化、スポーツの国際交流、協力を一層推進していくことがますます重要となっております。

文部省では、ユネスコを初めとした国際機関への協力、研究者の交流や国際共同研究、留学生の交流、外国人に対する日本語教育等の充実や芸術文化交流、文化遺産の保存修復等に関する国際協力、交流を図るとともに、海外子女、帰国子女教育の充実に引き続き努めてまいりたいと存じます。

特に、留学生に関しては二十一世紀初頭における十万人の受け入れを目指し、昨年七月の協力者会議報告を踏まえた留学生受け入れ体制の質的充実を図るため、教育・研究指導体制の整備、私費留学生支援、宿舎の確保等、幅広い施策を総合的に進めてまいります。また、我が国から海外へ留学する学生等が増加していることを踏まえ、その援助体制の整備にも努めてまいります。

以上、文教行政の当面する諸課題について所信の一端を申し述べました。

文教委員各位の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

○委員長（松浦功君） 次に、平成五年度文部省関係予算について鈴木文部政務次官から説明を聴取いたします。鈴木文部政務次官。

○政府委員（鈴木恒夫君） 平成五年度文部省所管予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

平成五年度文部省所管予算につきましては、我が国が、来るべき二十一世紀に向けて創造的で活力ある文化の薫り高い国家として発展し、世界に貢献していく基礎を築くとともに、国民一人一人が生活の豊かさを真に実感できる活力と潤いに満ちた生活大国づくりができるよう、教育、学術、文化、スポーツの文教施策全般にわたり、その着実な推進を図ることとし、所要の予算の確保に努めたところでございます。

文部省所管の一般会計予算額は五兆四千二百六十四億七千二百万円、国立学校特別会計予算額は二兆三千五百七十七億六千三百万円となっております。

す。

以下、平成五年度予算における主要な事項について御説明申し上げます。

第一は、生涯学習の振興に関する経費であります。

生涯学習の振興につきましては、平成四年七月の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」において示された提言を踏まえ、人々の生涯にわたる多様な学習活動の振興に資するため、生涯学習の基盤整備を総合的に推進するとともに、学校の生涯学習機能の拡充、生涯学習社会における社会教育の振興、青少年等の社会教育施設の整備などを図ることとしたしております。

まず、生涯学習の基盤整備につきましては、地域における生涯学習に取り組む体制の整備、多様な学習情報の提供、社会教育指導者等の養成、確保に努めていくこととしております。

次に、学校の生涯学習機能の拡充につきましては、大学等における社会人の再教育機能を高めるとともに、公開講座や学校の開放を促進するほか、放送大学の整備充実、専修学校教育の振興を図ることとしております。

また、社会教育の振興の面では現代的課題等の学習機会の整備充実を努めるほか、女性の社会参加への支援、家庭教育の振興、青少年の学校外活動の振興、長寿化対策事業の促進等を図ることとし、所要の経費を計上いたしております。

さらに、国立オリンピック記念青少年総合センター等国立社会教育施設の整備充実を図るとともに、公民館、図書館等の公立社会教育施設の整備に努めることとしております。

第二は、初等中等教育の充実に関する経費でございます。

まず、義務教育諸学校の教職員配置につきましては、児童生徒一人一人の個に応じた多様な教育を推進するため、第六次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画を策定し、平成五年度から十年までの六年計画で実施することとしております。

す。

なお、義務教育費国庫負担金等のうち共済費追加費用等につきましては、平成四年度において、同年度から六年度までの三年間で段階的に一般財源化することとされていましたが、これを平成五年度において全額一般財源化することとしたしております。

次に、教員の資質の向上を図るため、初任者研修制度を引き続き円滑に実施するなど、現職研修の体系的な整備充実にも努めるとともに、教員の海外派遣、教育研究団体への助成等を行うこととしたしております。

教育内容につきましては、新学習指導要領の趣旨徹底を図るため、引き続き講習会等を行い、さらに今年度には引き続き、新教育課程の実施状況につきましても総合的に調査研究することとしたしております。

また、理科教育における観察・実験を重視するため、中学校の設備基準を改訂し、その整備を図るほか、情報化への対応を円滑に進めるため、教育用コンピュータの整備等を推進するとともに、我が国社会の国際化への対応のため外国語教育の充実や、豊かな人間形成のため読書指導の充実を図ることとしたしております。

学校週五日制につきましては平成四年九月から月一回実施しているところですが、平成五年度におきましては月一回の円滑な定着を図るための研究協議を行うとともに、月二回の学校週五日制の導入に必要な実践研究等を行うこととしたしております。

また、中央教育審議会の答申の趣旨を踏まえ、高等学校教育改革につきましても調査研究の委託、研究指定校の指定など引き続きその推進を図ることとしたしております。

なお、義務教育教科書の無償給与につきましても所要の経費を計上いたしております。

次に、児童生徒の登校拒否等の問題について適切に対処するため、適応指導教室についての実践的研究を拡充するなど、学校不適応対策事業の一

層の充実を図ることとしたしております。

また、児童生徒の健全な育成を図るため、自然教室推進事業等の施策を充実することとしたしております。

さらに、環境教育の推進を図るため、環境教育推進モデル市町村の指定等を行うこととしたしております。

道徳教育につきましては、今後の道徳教育の参考とするため、引き続き道徳教育推進状況調査を実施するなど、その一層の充実を図ることとしたしております。

幼稚園教育につきましては、幼稚園就園奨励費補助を充実するとともに幼稚園教育振興計画を推進するなど、一層の振興を図ることとしたしております。

特殊教育につきましては、心身障害児の指導方法等の調査研究を行うとともに特殊教育就学奨励費を充実するなど、一層の振興に努めることとしたしております。

また、海外子女教育、帰国子女教育につきましても、日本人学校の新設や児童生徒数の増加に対応し、派遣教員を増員するとともに、在外教育施設における現地社会との国際教育、文化交流等を一層推進するなど、その一層の充実を図ることとしたしております。

さらに、学校におけるエイズ教育など児童生徒等の健康教育の充実にも努めるとともに、豊かで魅力ある学校給食を目指して、その充実を図ることとしたしております。

次に、公立学校施設の整備につきましては所要の事業量の確保を図りつつ、建築費の実態等を勘案の上、補助基準単価の大幅な引き上げを行うとともに児童生徒急増地域における小中学校校舎特例措置の継続等を行うこととし、平成四年度に對して二百二十六億四千万二千七百三十二億円を計上いたしております。

なお、定時制及び通信教育の振興、産業教育の振興、地域改善対策としての教育の振興など各般の施策につきましても所要の経費を計上いたして

おります。

第三は、私学助成に関する経費であります。まず、私立の大学等に対する経費補助につきましては、平成四年度に對して五十四億四千万二千六百五十五萬五千元を計上いたしております。このほか、教育研究装置施設整備補助及び研究設備整備費等補助についてもそれぞれ増額を図るなど、教育研究の推進に配慮いたしております。

また、私立の高等学校等の経費助成を行う都道府県に對する補助につきましても、平成四年度に對して二十四億四千万八百四十七萬円を計上いたしております。

日本私学振興財団の貸付事業につきましてもは八百七十萬円の貸付額を予定いたしております。

第四は、高等教育の整備充実に関する経費でございます。まず、高等教育の高度化等の要請にこたえ、大学院につきましてもは研究科等の新設整備、高度化推進特別経費や最先端設備の充実など各般にわたる整備充実を図ることとし、所要の経費を計上いたしております。

国立大学につきましては、その教育研究環境の改善充実を図るため、老朽、狭隘校舎の改築など国立学校施設の整備充実を推進するほか、教育研究設備の整備充実、教育研究経費の充実等を行うこととし、所要の経費を計上いたしております。

また、附属病院につきましてもは、看護婦等の増員を図るとともに集中治療部等の社会的要請の強い分野に関する診療組織の整備を行うこととしたしております。

なお、国立学校の入学料等につきましてもは、諸般の情勢を総合的に勘案し、これを改定することとしたしております。

次に、育英奨学事業につきましてもは貸与月額を増額するほか、大学院学生の貸与人員の増員を図

ることとし、政府貸付金七百六十三萬円、財政投融資資金四百三十三萬円と返還金を合わせて千九百九十二萬円の学資貸与事業を行うこととしたしております。

また、公立大学につきましてもは医科大学、看護大学等の経費補助及び教育設備整備費等補助について所要の助成を図ることとしたしております。

第五は、学術の振興に関する経費でございます。まず、科学研究費補助金につきましては、獨創性に富むすぐれた学術研究を推進し、我が国の学術研究を格段に発展させるための基幹的研究費として大幅に拡充を図ることとし、平成四年度に對して九十億四千万七千三百六十六萬円を計上いたしております。

また、我が国の学術研究の将来を担うすぐれた若手研究者を養成、確保するため、特別研究員の採用人数の大幅な拡充等、施策の充実を図ることとしたしております。

次に、学術研究体制の整備につきましてもは、研究組織の整備、研究設備の充実、学術情報システムの整備、大学と産業界等との研究協力の推進など各般の施策を進めることとし、国立大学における研究環境の高度化に資するため、基盤的な研究設備の整備充実を推進することとしたしております。

さらに、天文学研究、核融合研究等のそれぞれの分野における研究の一層の推進を図ることとし、これらに要する経費として五百六十五萬円を計上いたしております。

第六は、スポーツの振興に関する経費でございます。広くスポーツ施設の整備を進めるため、社会体育施設及び学校体育施設の整備に要する経費として二百五十一億円を計上いたしております。また、学校体育につきましてもは、学校体育指導の充実を図るため所要の経費を計上いたしております。

さらに、生涯スポーツ推進の観点から指導者の養成、確保など幅広く国民のスポーツ活動を助長

するための諸施策の一層の推進に努めることとし、所要の経費を計上いたしております。

次に、競技スポーツの振興につきましては、日本オリンピック委員会が行う選手強化事業を引き続き実施するとともに、スポーツ科学の推進を図るため、国立スポーツ科学センター（仮称）の建設に伴う事前調査を行うほか、国民体育大会への助成など所要の経費を計上いたしております。

また、一九九八年に長野で開催されます第十八回オリンピック冬季競技大会の準備を推進するため、所要の経費を計上いたしております。

第七は、芸術文化の振興と文化財の整備、活用

の推進に関する経費であります。

まず、芸術文化の振興につきましては、すぐれた舞台芸術活動への支援を推進するとともに若手芸術家に国内外における研修の機会を提供する芸術フェロシップ事業の拡充を図るほか、地域の文化振興のための地方拠点都市文化推進事業等の諸施策につきましても所要の経費を計上いたしております。

次に、文化財の整備、活用につきましては、史跡の整備、公有化の促進、国宝・重要文化財及び歴史的町並みの保存整備等の推進を図るとともに、国分寺・国府跡等の史跡を地域住民の生活、文化の触れ合いの場として活用を図る地域中核史跡等整備特別事業を実施することといたしております。

第八は、教育、学術、文化の国際交流、協力の推進に関する経費でございます。

留学生交流につきましては、二十一世紀初頭における十万人の留学生受け入れを目途に、国費留学生受け入れの計画的整備、私費留学生に対する援助施策の充実、宿舍の安定的確保、大学等における教育指導体制の充実など各般の事業を積極的に推進するとともに円滑な海外留学を促進することとし、そのために要する経費として三百八十七億円を計上いたしております。

さらに、外国人に対する日本語教育、特に我が国の義務教育諸学校に在籍している外国人子女への日本語指導の充実を進めるとともに識字教育事

業に対する協力など、ユネスコを通じた教育協力等もその推進を図ることといたしております。

次に、学術の国際交流、協力につきましては、諸外国との研究者交流、各種の国際共同研究、発展途上国との学術交流、国連大学への協力等を推進することといたしております。

また、文化の国際交流につきましても、優秀な芸術家の招聘、海外フェスティバル等への参加公演、文化財保存の国際協力など各般の施策の充実を図ることといたしております。

以上、平成五年度文部省所管予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でございます。何とぞよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（松浦功君） 以上で文部大臣の所信及び平成五年度文部省関係予算の説明の聴取を終わります。

本件に対する質疑は後日に譲ることといたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十五分散会

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第七条」を「第七条第一項及び第三項並びに第十一条第二項に、及び第十三条の二を、第十三条の二及び第十五条に、及び第十四条」を、「第十四条及び第十五条」に改める。

第三条第二項の表中「十八人」を「十六人」に、「十人」を「八人」に改め、同条第三項中「七人」を「六人」に改める。

第六条中「（第二項を除く。）」を、「第七条第一項及び第二項並びに第八条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六条の二 校長の数は、小学校及び中学校の数の合計数に二を乗じて得た数とする。

第七条第一項中「校長」を削り、「第十一条において「校長及び教諭等」を「以下「教頭及び教諭等」に改め、第一号を削り、同項第二号の表小学校の項中

「学級の学校
二学級から四学級までの学校
五学級の学校
二・五〇〇〇を三学級及び四学級の学校
四・〇〇〇〇を五学級の学校
二・二五〇〇を七学級の学校
八学級から十一学級までの学校
二・二五〇〇を七学級の学校
十学級
及び九学級の学校
二・二四九
及び十一学級の学校
二・二三四
に改め、同表中学校の項中「一・六一〇」を「一・五五七」に、「一・五九五」を「一・五五〇」に、「一・五六〇」を「一・五二〇」に、「一・五二七」を「一・五二〇」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同号の前に次の二号を加える。

二 三十学級以上の小学校の数の十八学級から二十九学級までの中学校の数の合計数に二を乗じて得た数と三十学級以上の中学校の数の二を乗じて得た数の合計数

三 小学校の分校の数の合計数
三 小学校の分校の数の合計数と中学校の分校の数の合計数に二を乗じて得た数
第七條第二項中「前項に」を「前二項に」に、「小中学校校長教諭等標準定数」を「小中学校教頭教諭等標準定数」に改め、「校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数（以下この項において「小中学校校長標準定数」という。）と」を削り、「九学級以上の小学校の数の六学級以上」を「三十学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に二の三を乗じて得た数、九学級から二十九学級までの小学校の数の六学級から二十九学級まで」に、「及び三学級」を「並びに三学級」に、「小中学校校長標準定数」と小中学校教頭標準定数との合計数を「小中学校教頭標準定数」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

から二十九学級までの学校 一・五五三を「二
ら三十二学級までの学校 一・五五〇」を「二
十七学級から三十二学級までの学校 一・五五
七」に、「一・五四五」を「一・五五」に、「一・
五一〇」を「一・四八三」に改め、同号を同項第
一号とし、同項第三号を同項第四号とし、同号
の前に次の二号を加える。

二 三十学級以上の小学校の数の十八学級か
ら二十九学級までの中学校の数の合計数
に二を乗じて得た数と三十学級以上の中学
校の数の二を乗じて得た数の合計数

三 小学校の分校の数の合計数
三 小学校の分校の数の合計数と中学校の分校の数の合計数に二を乗じて得た数

第七條第二項中「前項に」を「前二項に」に、「小中学校校長教諭等標準定数」を「小中学校教頭教諭等標準定数」に改め、「校長の数は前項第一号に定めるところにより算定した数（以下この項において「小中学校校長標準定数」という。）と」を削り、「九学級以上の小学校の数の六学級以上」を「三十学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に二の三を乗じて得た数、九学級から二十九学級までの小学校の数の六学級から二十九学級まで」に、「及び三学級」を「並びに三学級」に、「小中学校校長標準定数」と小中学校教頭標準定数との合計数を「小中学校教頭標準定数」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 小学校又は中学校において児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うため、複数の教頭及び教諭等の協力による指導が行われ、又は教育課程（中学校の教育課程に限る。）の編成において多様な選択教科が開設される場合には、前項の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を教頭及び教諭等の数とする。

第八條中「第十二条において」を「以下」に改め、同条第一号中「四学級以上」を「三学級から二十九学級まで」に改め、同条第二号中「三学級」を「三十学級以上」に、「四分の三」を「二

五

五

五

に改める。
第八條の二第一号及び第二号中「七百人」を「六百人」に、「六百九十九人」を「五百九十九人」に改め、同条第三号の表を次のように改める。

共同調理場に係る小学校及び中学校の児童及び生徒の数		乗ずる数
二千五百人以下	一	
二千五百一人から七千人まで	二	
七千人以上	三	

第九條第三号中「三十学級」を「二十七学級」に、「二十四学級」を「二十一学級」に改める。
第十條中「第二項を除く。」を、「第十一條第一項及び第十二條」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第十條の二 校長の数は、特殊教育諸学校の数に「一」を乗じて得た数とする。
第十一條第一項中「校長及び教諭等」を「教頭及び教諭等」に改め、第一号を削り、同項第二号の表小学部の項中「二学級から四学級までの部

一・五〇〇	を	三学級の部
二・五〇〇	を	四学級の部
三・五〇〇	を	五学級の部
四・五〇〇	を	六学級の部
五・五〇〇	を	七学級の部
六・五〇〇	を	八学級の部
七・五〇〇	を	九学級の部
八・五〇〇	を	十学級の部
九・五〇〇	を	十一学級の部
十・五〇〇	を	十二学級の部

の部から十一学級までの部
「七学級の部」
「八学級の部」
「九学級の部」
「十学級の部」
「十一学級の部」
「十二学級の部」

六四 四九に改め、同表中学部の項中「一・六一〇」を「一・五五七」に、「一・五九五」を「一・五五〇」に、「一・五六〇」を「一・五二〇」に、「二十七学級から二十九学級までの部」を「三十学級から三十二学級までの部」に改め、同表「五〇」を「二十七学級から三十二学級までの部」に改め、同表「一・五二七」に、「一・五四五」を「一・五五〇」に、「一・五五〇」を「一・四八三」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一號を加える。

教諭等、寮母、学校栄養職員並びに事務職員の数に改め、同条第一号中「当該学校」を「小学校又は中学校」に、「社会的条件」を「社会的条件についての政令で定める」に、「その他の他の政令で定める特別の事情がある場合」を「事情」に改め、同条第二号中「行なわれ」を「行われ」に改め、「がある場合」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一號を加える。

二 小学校又は中学校において教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導であつて政令で定めるものが行われていること。
第十六條第一項中「規定」の下に「第七條第一項第三号、」を加え、並びに第九條第一号及び第二号を、「第九條第一号及び第二号並びに第十一條第一項第四号」に改め、同条第三項中「同一の設置者」を「第八條第一号又は第九條第一号の規定の適用については、同一の設置者」に改め、「中学校」の下に「これらの規定の適用の区分に従い」を加え、「第八條第一号及び第九條第一号の規定の適用については」を削る。
（公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）
第二條 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「及び教頭」を削り、「並びに」を「教頭」に改める。
第五條中「二百七十人」を「二百四十人」に、「専門教育を主とする学科を置く場合」を「夜間において授業を行う定時制の課程のみを置くものである場合」に改める。
第六條中「高等学校の」の下に「全日制の課程又は定時制の課程における」を加え、「全日制の課程にあつては四十五人（農業、水産若しくは工業に関する学科又はその他の専門教育を主とする学科で政令で定めるものにあつては、四十人）、定時制の課程にあつては」を削る。

第九條第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「六学級以上」を「六学級から二十九学級まで」に、「通信制」を「三十学級以上の全日制の課程及び定時制の課程の数の合計数に二を乗じて得た数並びに通信制」に、「との合計数」を「の合計数」に改め、同項第二号中「第六号」を「第八号」に改め、同項第四号中「全日制の課程」の下に「又は十二学級以上の定時制の課程」を、「上欄に掲げる」の下に「課程の別に従い、同表の中欄に掲げる」を加え、同号の表を次のように改める。

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	九学級から十七学級までの課程 十八学級から二十九学級までの課程 三十学級以上の課程	一 二 三
定時制の課程	十二学級から二十三学級までの課程 二十四学級以上の課程	二 一

第九條第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号の表全日制の課程の項の下欄中「二」を「三」に、「三」を「四」に、「四」を「五」に、「五」を「六」に改め、同表定時制の課程の項中「六学級から十二学級までの課程」を「六学級及び七学級から十二学級までの課程」に改め、同表「二十八学級以上」を「二十八学級以上」に改める。

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数
全日制の課程	九学級から十七学級までの課程 十八学級から二十九学級までの課程 三十学級以上の課程	一 二 三
定時制の課程	十二学級から二十三学級までの課程 二十四学級以上の課程	二 一

から十一学級までの部
級から二十七学級までの部
級以上
「六学級及び七学級」
を
「八学級から十一学級までの部」
「十二学級から二十七学級までの部」
「二十八学級以上」

二 三 四 五
に改め、同号を同項第八号とし、同項
第五号の表農業に関する学科の項及び水産に
する学科の項中「得た数」の下に「二」を加え、
当該学科の学級数の合計数が八学級以上の定時
制の課程については当該乗じて得た数に「二」を
加え、同表工業に関する学科の項中「二十四学級
以上」を「六学級から二十三学級まで」に、「二」
を「一」とし、当該学科の学級数の合計数が

二十四学級以上の全日制の課程にあつては三と
する。を加え、当該学科の学級数の合計数が八
学級以上の定時制の課程については当該乗じて
得た数に「一」に改め、同号を同項第七号とし、同
項第四号の次に次の二号を加える。
五 通信制の課程について、次の表の上欄に
掲げる課程の規模の区分ごとの課程の数を
当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる数を
乗じて得た数の合計数

課程の規模の区分		乗ずる数
二千四百一人から三千人までの課程	二	一
三千一人から三千六百人までの課程	三	二
三千六百一人以上の課程	三	三

六 十八学級から二十六学級までの全日制の
課程の数に「一」を乗じて得た数、二十七学級
以上の全日制の課程の数に「二」を乗じて得た
数、十二学級以上の定時制の課程の数に「一」
を乗じて得た数及び通信制の課程の数に「一」
を乗じて得た数の合計数
第九条に次の一項を加える。

三 全日制の課程又は定時制の課程に置かれる
普通教育を主とする学科において、教科又は
科目の特質に応じた教育を行うため少数の生
徒に対する指導が行われる場合には、前二項
の規定により算定した数に政令で定める数を
加えた数を教諭等の数とする。

第十條中「四学級以上の全日制の課程及び定
時制の課程の数」を「三学級から二十九学級ま
での全日制の課程の数と本校に置かれる四学級
から二十九学級までの定時制の課程の数」とに、
「三学級の全日制の課程の数に四分の三」を「三
十学級以上の全日制の課程及び定時制の課程の
数の合計数に二」に改め、「(一)未満の端数を生
じたときは、一に切り上げる。以下同じ。」を
削る。

第十二條中「の各号」を削り、同条第一号中

高等部を置く特殊教育諸学校でその学級数(幼
稚部の学級数を除く)が三十学級以上のもの
(小学部及び中学部の学級数が三十学級以上の
ものを除く)の数の合計数に「二」を加える。
第二十條中「十」を「十二」に改める。
第二十二條の二中第三号を第五号とし、第二
号の次に次の二号を加える。

三 公立の高等学校において教育上特別の配
慮を必要とする生徒に対する特別の指導で
あつて政令で定めるものが行われているこ
と。

四 公立の高等学校において多様な教育を行
うための教育課程の編成についての政令で
定める特別の事情
附則
(施行期日)

1 この法律は、平成五年四月一日から施行する。
(義務教育諸学校の学級編制に関する経過措置)

2 公立の義務教育諸学校の学級編制(小学校又は
中学校の学級編制で同年の児童又は生徒で
編制するもの及び特殊教育諸学校の小学部又は
中学部の学級編制で公立義務教育諸学校の学級
編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下
この項において「法」という)第三條第三項に
規定する心身の故障を二以上併せ有する児童又
は生徒で編制するものを除く)については、平
成十年三月三十一日までの間は、第一條の規定
による改正後の法(以下「新標準法」という)第
三條の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の
推移及び学校施設の整備の状況を考慮し、同
條の規定による学級編制の標準に漸次近づける
ことを旨として、都道府県の教育委員会がその
基準を定める。
(義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する
経過措置)

3 新標準法第六條に規定する小中学校教職員定
数又は新標準法第十條に規定する特殊教育諸学
校教職員定数の標準については、平成十年三月
三十一日までの間は、これらの規定にかかわら

ず、公立の小学校及び中学校又は特殊教育諸学
校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移
等を考慮し、これらの規定に定めるところによ
り算定した標準となる数に漸次近づけることを
旨として、毎年度、政令で定める。
(高等学校等の学級編制に関する経過措置)

4 公立の高等学校の全日制の課程の学級編制
(第二條の規定による改正前の公立高等学校の
設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関す
る法律第六條の規定により一学級の生徒の数の
標準が四十人とされている学科の生徒で編制す
るものを除く)又は公立の特殊教育諸学校の
高等部の学級編制(公立高等学校の設置、適正
配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以
下この項において「法」という)第十四條に規
定する心身の故障を二以上併せ有する生徒で編
制するものを除く)については、平成十年三月
三十一日までの間は、第二條の規定による改正
後の法(以下「新高校標準法」という)第六條
又は第十四條の規定にかかわらず、生徒の数及
び学校施設の整備の状況を考慮し、これらの
規定による学級編制の標準に漸次近づけること
を旨として、当該高等学校又は高等部を置く特
殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村の
教育委員会がその基準を定める。
(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過
措置)

5 新高校標準法第七條に規定する高等学校教職
員定数又は新高校標準法第十五條に規定する特
殊教育諸学校高等部教職員定数の標準について
は、平成十年三月三十一日までの間は、これら
の規定にかかわらず、公立の高等学校又は特殊
教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員数の
総数の推移を考慮し、これらの規定に定めると
ころにより算定した標準となる数に漸次近づけ
ることを旨として、毎年度、政令で定める。
国立学校設置法の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表群馬大学の項中「教育学部」を「教育学部」に改め、同表名古屋大学の項中「社会学部」を「社会学部」に改め、同表奈良女子大学の項中「経済学部」を「経済学部」に改め、同表奈良女子大学の項中「家政学部」を「生活環境学部」に改める。

「経済学部」を「経済学部」に改め、同表奈良女子大学の項中「家政学部」を「生活環境学部」に改める。

第三条の四第二項の表滋賀大学経済短期大学の項及び大阪大学医療技術短期大学の項を削り、同表中

徳島大学医療技術短期大学部
徳島大学工業短期大学部
徳島

県 徳島大学を「徳島大学医療技術短期大学部」に改め、同表琉球大学短期

徳島大学に改め、同表琉球大学短期

大学部の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成五年十月一日から施行する。ただし、第三条の四第二項の表の改正規定及び附則第三項の規定は、平成八年四月一日から施行する。

(奈良女子大学の家政学部の存続に関する経過措置)

2 奈良女子大学の家政学部は、改正後の第三条第一項の規定にかかわらず、平成五年九月三十日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(滋賀大学経済短期大学部等の存続に関する経過措置)

3 滋賀大学経済短期大学部、大阪大学医療技術短期大学部、徳島大学工業短期大学部及び琉球大学短期大学部は、改正後の第三条の四第二項の規定にかかわらず、平成八年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものと

する。

二月五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第一号)

一、私学助成に関する請願(第四号)

一、三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願(第五号)

一、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第一〇号)

一、安全で豊かな学校給食に関する請願(第一号)

一、三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願(第二八号)

一、私学助成の大幅増額と三十五人学級の実現に関する請願(第二九号)

一、三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願(第三三三三三)

一、学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願(第三四号)

一、小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第三六号)

一、私学助成に関する請願(第三七号)

一、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第四一〇号)

一、小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第五二一〇号)

一、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第五七二〇号)

一、小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願(第六一〇一〇)

一、義務教育費国庫負担制度から削減、除外さ

れた費用の復元に関する請願(第六二二〇)

一、三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願(第六八八〇)

一、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第七〇七〇)

一、義務教育費国庫負担制度から削減、除外された費用の復元に関する請願(第七二二〇)

一、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第七三三〇)

一、小・中・高校三十五人学級早期実現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減、障害児教育の拡充に関する請願(第七四四〇)

第二号 平成五年一月二十二日受理

私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二十通)

請願者 熊本市東野四ノ一四ノ八 竹本研吾 外百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

高校までが、実質的に義務教育化している今日、私学学費の父母負担は既に限界を超えている。ついでに、父母負担を少しでも軽減するため、また、私学の教育条件向上のため、次の事項について速やかに実現を図られたい。

一、高等学校の四十人学級を速やかに実施し、三十五人学級を目指すこと。

二、私学に対しては、四十人学級、学校規模の適正化、縮小のための「急減期特別助成」を実施すること。

三、父母負担を軽減し、学費の公私格差を抜本的に是正するために、経常費の二分の一助成を早期に達成するとともに、授業料一律助成を実施すること。

四、過疎私立高校のための特別助成を継続、拡充すること。

第四号 平成五年一月二十二日受理

私学助成に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋箱崎町四四ノ五 大月智康 外百九十九名

紹介議員 下村 泰君

私学振興は国の重要な責務であり、私学助成の充実・改善は、今後重点的に取り組まなければならない施策である。このような中で、高等学校への進学は今日、事実上義務化の状態にあり、国民は豊かな高校教育が行われることを等しく期待している。私立高校に通学する生徒は、全国で百六十万人(全高校生の約三割)に達しており、公教育を担う私立高校に対する国の助成は極めて重要である。高校への進学率が高い現状にもかかわらず、例えば私立高校の入学時納付金は公立高校の五・七倍となっており、公私格差の是正、父母負担の軽減が強く求められている。一方、我が国高等教育の学生数の約八割を担う私立大学の教育研究の画期的な充実、は、激動する世界の中にあつて日本が高度な教育研究体制を確立して、国際社会に貢献する上で優先的に講じなければならない施策である。また、私立大学では、学生一人当たりの教育費の国費負担割合が、国立大学の十二分の一であることを見ても、国の助成拡充は極めて重要である。ついでに、私学教育の重要性を認識し、次の事項について実現を図られたい。

一、私立学校での父母負担を軽減するとともに、教育条件改善のため私学助成を拡充すること。

1 高等学校生徒急減期を迎え、学級規模の縮小など私立高校の教育条件の維持向上等に資するため、私立高等学校等経常費助成費補助の改善充実を努めること。

2 私立高等学校の学級編制の標準を改善するよう努めること。

3 私立学校に対する教育施設費補助の充実を努めること。

4 過疎県の私立高校に対する特別補助を今後とも継続し、その充実を努めること。

5 私立大学の教育研究のより一層の充実のため、今後ともその経常的経費及び教育研

究装置等の補助の充実に努めること。

第五号 平成五年一月二十二日受理

三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的
拡充、父母負担の軽減に関する請願

請願者 大阪府池田市神田一ノ五ノ二四

西本雅博 外千名

紹介議員 河本 英典君

学校・学級規模の縮小や教育費父母負担の軽減な
ど教育条件の改善は、今や国民的な要求となつて
いる。これにこたえることこそ、様々な教育問題
の解決の道であり、教育基本法に定められた教育
行政の責任である。生徒減少期の今こそ、これら
の要求実現の機会であり、また我が国の経済力を
もってすれば、すぐにも実現可能である。ついて
は、次の事項について実現を図りたい。

一、私学助成を大幅に拡充すること。

1 私立高校生への授業料・入学金補助を実
施すること。

2 学費値上げによらず教育条件を改善する
ため、私学への経常費二分の一補助を直ち
に実施すること。

3 私立小・中・高校の三十五人以下学級の
早期実現、学校規模の適正化、父母負担軽
減のための「急減期特別助成」を実施する
こと。

二、高校進学率を引き上げるとともに、公立
小・中・高校の三十五人以下学級（一・農等三
十人、定時制二十人）を早期に実施すること。
また、教職員定数を増やすこと。

三、父母負担の軽減を図るとともに、教育費無
償化（国際人権規約A規約第十三条二項b・
c及び国連子どもの権利条約）への努力をす
ること。

第一〇号 平成五年一月二十五日受理

私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する
請願（二十通）

請願者 熊本市下通二ノ三ノ二八ブルーハ

イツ二〇三 藤原淳一 外百九十
九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一号 平成五年一月二十五日受理

安全で豊かな学校給食に関する請願

請願者 大阪府住吉区上住吉二ノ六ノ二

尾崎唯恒 外二千五百八名

紹介議員 橋本 敦君

今、日本人の主食である米が大変な状態になつて
いる。日本がアメリカの圧力に負けて米を自由化
すれば、日本農業そのものが破壊される。これま
でにも農産物輸入自由化の中で、日本農業は大き
な打撃を受けてきた。学校給食では、安全性に問
題の多い輸入食品を大量に使用しており、過日も
アメリカ産の輸入レモンからベトナム戦争で使わ
れた枯れ葉剤の主成分である「2,4-D」という
劇薬が使われていたことが判明し、大問題となつ
た。また、学校給食の実態は、「児童及び生徒の心
身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改
善に寄与するもの」という「学校給食法」の定め
は程遠く、子供たちの健康は、小児成人病、アレルギー、視力低下、骨折の多発など、心痛める状態に
なっている。有害な輸入食品や人手不足による不
十分な給食が、子供たちの健康と安全を脅かして
いる。私たちの健康と安全を守るためには、米の
輸入自由化をやめ、食糧の自給体制を確立するこ
とが大切である。また、学校給食を根本的に改善
し、日本の風土に根ざした味と日本の大地から生
産された安全な食材で衛生的に調理できる人員の
確保や施設改善を、国の財政負担で行うべきであ
る。ついては、次の措置を採りたい。

一、学校給食に、安全な国内産・地産の米、農
水産物を取り入れるよう、国の施策を抜本的
に改善し、国庫補助金を還元して父母負担を
軽減すること。

二、安全で豊かな学校給食を保障するために、
文部省の人員配置基準の改善、施設改善など

条件整備を行うこと。

第二八号 平成五年一月二十五日受理

三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的
拡充、父母負担の軽減に関する請願

請願者 京都府長岡京市滝ノ町二ノ一〇ノ

一〇 清原重秋 外四百七十九名

紹介議員 西田 吉宏君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第二九号 平成五年一月二十五日受理

私学助成の大幅増額と三十五人学級の実現に関す
る請願

請願者 京都府宇治市横島町大幡六ノ一ノ二

横井まさみ 外千名

紹介議員 西田 吉宏君

今日、高校生の三割が私学に通うなど、私学は日
本の教育の重要な一翼を担っている。しかし、京
都では私立高校の学費は公立の六倍を超えてお
り、私学の父母にとつて大変な経済的負担になつ
ている。一方、平成二年から中学卒業生の急減期
に入っており、公立高校では四十人学級への方向
性が出されているが、私学においては教育条件改
善のめどは立っていない。しかしこの時期は、学
級人数減など教育条件改善を実現する好機でもあ
るとともに、父母負担の軽減のために私学への公
費助成を大幅に拡充することが、今求められてい
る。ついては、次の事項について速やかに実現を
図りたい。

一、私学の父母負担軽減と教育条件改善のため
に、私学助成を大幅に増額すること。

1 経常費二分の一助成を早期に実現するこ
と。

2 授業料直接助成を実現すること。

3 施設設備助成を実現すること。

二、より行き届いた教育を進めるために、すべ
ての小・中・高校で三十五人学級を目指すこ
と。

三、私学で、学校規模を適正化し、教育条件を
改善するために、急減期特別助成を実現する
こと。

第三三号 平成五年一月二十五日受理

三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的
拡充、父母負担の軽減に関する請願

請願者 大阪府八尾市西木の本二ノ七六ノ

一 相良裕次 外九百九十九名

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第三四号 平成五年一月二十五日受理

学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担
堅持に関する請願

請願者 埼玉県浦和市栄和五ノ一〇ノ三

加藤信子 外三百六十名

紹介議員 世耕 政隆君

学校教育は、職種の異なる職員がそれぞれの職
の違いを超えて、子供たちのために協力すること
によって成り立っている。学校事務職員は、学校
予算・施設の管理など教育諸条件の仕事を通し
て、また、栄養職員は、豊かで安全な給食づくりと
食生活の指導を通して、子供たちの健康やかな成
長と行き届いた教育を保障するために重要な役割を
果たしている。文部省も学校教育に不可欠な「基
幹職員」と位置付けているところである。義務教
育国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準
の維持向上を図る上で重要な役割を果たしてい
る。ところが、大蔵省は昭和五十九年以来、学校事
務職員・栄養職員の給与費半額国庫負担適用除外
等の動きを執り行っている。ついては、学校
教育の充実・発展を望む立場から、次の事項につ
いて実現を図りたい。

一、学校事務職員・栄養職員の給与費半額国庫
負担制度を堅持すること。

第三六号 平成五年一月二十五日受理

小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期

特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 広島市南区本浦町三五ノ五 左山 知 外千四百九十九名

紹介議員 宮澤 弘君

今日、教育問題は重大な社会問題となっており、取り分け教育荒廃、受験地獄、教育費負担は深刻である。国民は、子供と教師が人間的に触れ合い、すべての子供の個性と能力を全面的に伸ばす教育を切に求めている。しかし、このような人間教育を進めるためには、四十五人以上の過大学級の現状では大変無理がある。このことは、既に欧米諸国では、高校の学級定員は二十五・三十五人が常識であるのを見てもはつきりしている。また、年々過重になる教育費負担も、父母・国民にとつて極めて深刻な問題となっている。取り分け、昭和五十七年の臨調「行革」以来、私学助成が極度に抑制されてきたために、私大の初年度納付金は百十万円台となり、高校以下でも神奈川、東京では七十二万円を超えている。こうした学費の高騰と公私格差の拡大によって、父母負担は限界を超え、教育の機会均等が著しく損なわれ、また、受験競争は激化するなど、日本の教育問題は一層深刻なものとなっている。このような状況下で、中学卒業生は平成二年度から急減期に入った。そして、十年後は高校生がピーク時の三分の二に減少する。この急減期こそは、「高校四十・三十五人以下学級の実現」、「学校規模の適正化」、「進学率の向上」、「公私格差の解消」など、公私合わせて理想的な教育環境をつくる好機である。しかし、このままでは、公教育の中で大きな位置を占めている私学が、生徒の減少によって深刻な財政危機に陥り、つぶれる学園さえ出かねない。そのために、私学は一層膨大な学費値上げを余儀なくされ、劣悪な教育条件も改善できる見通しが立たない。この問題を解決するためには、一般の経常助成だけでは困難であり、ましてや急減期という特殊な社会要因を私学の内部努力だけで乗り切ることができない。そこで、生徒急減期という条件を生かして、公私ともに高校の四十人学級に直ちに着手し、

三十五人学級を目指すことを強く求める。同時に、私学がこの条件を整えるためには、急減期特別助成がどうしても必要である。具体的には、教育条件改善のための特別助成と、父母負担軽減のための授業料助成の拡充を切に求める。愛知県では、愛知方式による経常費二分の一助成の上に、私立高校に対する総合的な中卒生徒急減期対策として、公立高校と同水準の教育条件を保障するため「急減期特別助成」(「学級定員減」、「専任率向上」、「学級数の水準維持」など教育条件改善のための特別助成)を制度的に発足させた。富山県でも、公立高校の四十人学級実現に伴い、私立高校の四十人学級実現に向けた予算を新設している。ついで、次の事項について速やかに実現を図られたい。

- 一、私学助成を大幅に増額すること。取り分け、(一)経常費二分の一助成の早期実現、(二)生徒急減期特別助成(公立並みに四十人学級から三十五人以下学級を可能にするための助成、専任教員の割合を公立並みに向上させるための助成、学級数の適正化・縮小に対する助成)、(三)施設設備助成、(四)父母負担を軽減するための授業料の一律助成を実現すること。
- 二、すべての子供に目が行き届く教育を保障するために、教職員の数をもっと増加すること。
- 三、小・中学校の三十五人学級を直ちに実現すること。
- 四、高校進学率を高め、希望するすべての子供に高校教育を保障するとともに、普通科等三十五人以下、職業科三十人以下、定時制二十人以下学級を早期に実現すること。
- 五、高校・大学の授業料引下げ等、教育費の父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を策定すること。また、大学の門戸を広げ、研究教育費の大幅増額、施設設備の抜本的改善を行うこと。
- 六、希望するすべての障害児に、発達と障害に応じた後期中等教育を保障・拡充すること。

第三七号 平成五年一月二十五日受理
私学助成に関する請願

請願者 広島県御調郡向島町五、〇九二ノ三 宗近満 外九千九百九十九名

紹介議員 宮澤 弘君
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第四一〇号 平成五年一月二十六日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二十通)

請願者 熊本県八代市高島町四、一三四ノ一 川島伸夫 外百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第五二七号 平成五年一月二十六日受理
小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 広島県安芸郡海田町畝二ノ一ノ二 三 寺本政博 外千四百九十九名

紹介議員 藤田 雄山君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第五七〇号 平成五年一月二十七日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二十通)

請願者 熊本県八代市日奈久山下町三、三八九 上野建一 外百九十九名

紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第六一〇号 平成五年一月二十七日受理
小・中・高校三十五人学級早期実現と生徒急減期特別助成など私学助成の大幅増額に関する請願

請願者 広島市安芸区矢野西一ノ二八ノ一 三 濱尾敏 外千四百九十九名

紹介議員 栗原 君子君
この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第六二二号 平成五年一月二十七日受理
義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元に関する請願

請願者 名古屋市中区花見通一ノ五ノ二 石山晴美 外三百三十九名

紹介議員 大脇 雅子君
義務教育費国庫負担制度は、昭和二十八年以降制度され、憲法・教育基本法に保障された教育の機会均等、水準向上に大きな貢献を果たしてきた。しかし、政府は国の財政事情を理由に同制度の見直しを行い、昭和六十年度における教材費、旅費の適用除外を始めとし今日まで様々な削減を行い、地方への転嫁はますます増え続けている。これは、地方財政を圧迫し、義務教育の公平な推進に大きな影響を及ぼすものである。ついで、同制度の維持と充実・発展を望む立場から、次の事項について実現を図られたい。

- 一、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、既に削減・除外された教材費、旅費、共済費などの国庫負担を復元すること。
- 第六八八号 平成五年一月二十七日受理
三十五人以下学級の早期実現、私学助成の抜本的拡充、父母負担の軽減に関する請願
請願者 大阪市西淀川区佃一ノ二六ノ三ノ一、〇〇一 山川ヨシコ 外九百九十九名
紹介議員 河本 三郎君
この請願の趣旨は、第五号と同じである。
- 第七〇〇号 平成五年一月二十八日受理
私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二十通)
請願者 熊本県八代市本野町六八八ノ一 田口登美子 外百九十九名
紹介議員 紀平 梯子君
この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第七二号 平成五年一月二十八日受理

義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元に関する請願

請願者 名古屋市中村区宿跡町一ノ三ノ八

平野緒理絵 外三百九名

紹介議員 上山 和人君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第七三号 平成五年一月二十八日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 名古屋市中村区山木二ノ二二五 新

美季子 外二百三十四名

紹介議員 上山 和人君

義務教育費国庫負担制度は、昭和二十八年以降制度が改定され、憲法・教育基本法に保障された教育の機会均等、水準向上に大きな貢献を果たしてきた。しかし、政府は国の財政事情を理由に昭和六十年度より同制度の削減見直しを進め、その中で、学校事務職員・栄養職員の給与費国庫負担適用除外が検討され、いまだに予算編成時にはこの問題が浮上する情勢にある。学校事務職員は学校予算の効率的執行、施設、教材備品の整備、拡充など子供たちに行き届いた教育を保障するために、重要な役割を担っている。私たちの給与費が除外されるならば、学校事務・栄養職員制度を根底から揺り動かす、やがては義務教育費国庫負担制度そのものをも崩壊させる突破口になりかねない。ついては、同制度の維持と充実・発展を望む立場から、次の事項について実現を図りたい。

一、学校事務職員・栄養職員の給与費を国庫負担から適用除外しないこと。

第七四号 平成五年一月二十八日受理

小・中・高校三十五人学級早期実現、私学助成の大幅増額、父母負担の軽減、障害児教育の拡充に関する請願

請願者 兵庫県西宮市上大市五ノ一四ノ六

小谷義典 外九百九十九名

紹介議員 河本 三郎君

児童・生徒の急減期は、行き届いた教育を進める上で教育条件を国際水準並みに改善する絶好のチャンスである。また、私立学校の学費父母負担の高騰は、受験競争を激化させる大きな要因にもなり、我が国の教育問題を一層深刻なものにしていく。現在の教育困難を打開するためには、教育の機会均等の保障と新たな教職員定数改善計画をつくるなど教育条件の整備・改善が、緊急な課題である。ついで、次の事項について速やかに実現を図りたい。

一、小・中・高校の三十五人学級を実現し、教職員数を大幅に増やすこと。
二、私学への「生徒急減期特別助成」や「施設・設備助成」を含め、私学助成を大幅に拡充すること。
三、教育費父母負担を軽減し、教育費の無償化計画を策定すること。
四、希望するすべての障害児に後期中等教育を保障し、充実させること。

二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(第七八号)(第七九号)
二、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第八二号)(第九三号)
三、義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元に関する請願(第九六号)
四、私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(第一一四号)(第一二六号)(第一四九号)(第一五四号)(第一五七号)

第七八号 平成五年一月二十九日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 名古屋市中村区はら貝一ノ二二六

二階亮 外二百六十八名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第七九号 平成五年一月二十九日受理

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

請願者 岐阜県安八郡安八町西結三〇五ノ

三 福島多喜子 外三百五名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第七三号と同じである。

第八二号 平成五年一月二十九日受理

私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二一十通)

請願者 熊本市水前寺二ノ一四ノ二〇 林

田勝 外百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九三号 平成五年二月一日受理

私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二一十通)

請願者 熊本県宇土市住吉町二、三二六ノ

一 稲田真由美 外百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第九六号 平成五年二月一日受理

義務教育費国庫負担制度から削減・除外された費用の復元に関する請願

請願者 名古屋市中村区千早一ノ九ノ七三

野呂順子 外三百三十一名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第六二号と同じである。

第一一四号 平成五年二月二日受理

私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二一十通)

請願者 熊本市川口町一、四六八ノ一 稻

田睦穂 外百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二二六号 平成五年二月三日受理

私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二一十通)

請願者 熊本市楠四ノ二二ノ一 松本英徳

外百九十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一四九号 平成五年二月四日受理

私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願(二一十通)

請願者 熊本市健軍町二、九七三ノ三 前

崎錦也 外十九名

紹介議員 紀平 悌子君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五四号 平成五年二月四日受理

私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願

請願者 熊本県菊池市大字大琳寺二二四ノ

三 歌岡憲一 外千九百九十九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第一五七号 平成五年二月四日受理

私学助成の大幅増額と四十人学級の実現に関する請願

請願者 熊本市東町三ノ六ノ一六ノ一六

中野勉 外九百九十九名

紹介議員 沢田 一精君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

平成五年二月二十四日印刷

平成五年二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P